

大学(法人)統合について

平成29年8月30日
経済戦略局

大学統合の取組経過

- <2013(平成25)年> ■ 11月 大阪市会で大学統合関連議案（中期目標変更等）否決
- <2015(平成27)年> ■ 2月 両大学が「『新・公立大学』大阪モデル（基本構想）」を公表
- <2016(平成28)年> ■ 1月 大阪市会で大学統合関連議案（中期目標変更）可決
■ 4月 第3回副首都推進本部会議において、大学統合に向けた検討体制や進め方を確認
→ 『新大学設計4者タスクフォース』設置
■ 10月 新大学の戦略領域について議論を深めるため、『戦略領域別ワークショップ』設置
- <2017(平成29)年> ■ 8月 第10回副首都本部会議において、法人統合の計画案等を報告

新大学のビジョン

新大学は、『「新・公立大学」大阪モデル（基本構想）』で示した方向性に沿って、大学の「教育」・「研究」・「地域貢献」の基本3機能の一層の維持・向上を図るとともに、これらに加えて、「都市シンクタンク」・「技術インキュベーション」の2つの機能を強化・充実し、従来の“公立大学”の枠を超えたスケールで大阪に貢献する。

- 従来の“公立大学”の先例にとらわれない大阪モデルの確立
- 大都市大阪における立地を意識し、産業創出や人材誘引に貢献すべき
- 新大学では、充実・強化する二つの機能を支える四つの領域を戦略領域として設定する。
- 戦略領域については、今後、行政等との合同調査や合同プロジェクト等を先行的に試行し、新大学の実現時における2つの新機能の確立を目指す。

強化・充実する二つの機能	戦略領域（キーワード）
都市シンクタンク機能 – 都市問題の解決 –	• スマートシティ • パブリックヘルス /スマートエイジング • バイオエンジニアリング • データマネジメント
技術インキュベーション機能 – 大阪の産業競争力の強化 –	

法人統合の基本的考え方

◆法人運営の一元化による効果を発揮し、新大学への移行をより円滑に進めるため、まず法人統合を実現し、その後大学統合をめざす。

1 法人統合の趣旨

- (1) 公立大学としての役割と責任を果たしていくため、ガバナンスの強化を図り、選択と集中の視点から構造的な改革及び資源の効果的な活用を行えるよう、経営を一体化する
- (2) 法人統合後、一元化された新理事長のもとで、大学統合を目指す
 - ・理事長と学長を分離 → 理事長：法人経営に対してマネジメント力を発揮
学 長：教育研究の推進に対してリーダーシップを発揮

2 新法人の概要

- (1) 名 称：公立大学法人大阪
- (2) 設 置 大 学 等：大阪府立大学、大阪市立大学、大阪府立大学工業高等専門学校
- (3) 事務所所在地：大阪市（設立団体との連携や設置された大学の各キャンパスへのアクセスなどを考慮）

3 法人統合の手法

新設合併（地方独立行政法人法第112条）

- * 現在の「公立大学法人大阪府立大学」及び「公立大学法人大阪市立大学」は消滅。
現在の2法人の権利義務の全部が新法人に承継される。

4 府市の協議体制

運営協議会を設置（地方自治法第252条の2の2）

- * 公立大学法人大阪の設立団体に係る事務を共同で管理及び執行する。

5 新法人の財政運営

- (1) 運営費交付金等については、大阪府と大阪市が相互に責任をもって予算措置するものとし、現状の水準は維持しながら、自己収入の確保と経費の抑制の取組を継続させることなどにより、適正な支援を行う。
- (2) 法人統合後、大阪府が府大・高専の運営経費を、大阪市が市大の運営経費を負担することとし、法人の共通経費については府市で均等又は応分の負担とする。（大学統合までの時限的措置）

今後のスケジュールについて（予定）

● 法人統合

- <2017(平成29)年> ■ 8月 新設合併協議（新法人の定款等）について、評価委員会に意見聴取
■ 9月 法人統合関連議案（新法人の定款等）について、府議会及び市会に提案
⇒府議会及び市会の議決後、消滅法人に関して債権者保護手続き
- <2018(平成30)年> ■ 5月 文部科学省・総務省へ認可申請
- <2019(平成31)年> ■ 4月 **法人統合（*新法人の業務開始）**

※ 参考（大学統合）

- <2020(平成32)年> ■ 2月 大学統合関連議案（中期目標変更等(新大学設置)）について、府議会及び市会に提案
■ 10月 新大学設置認可申請
- <2021(平成33)年> ■ 9月 大学統合関連議案（定款変更）について、府議会及び市会に提案
■ 10月 定款変更認可申請
- <2022(平成34)年> ■ 4月 **大学統合（*新大学スタート）**

1. 定款について

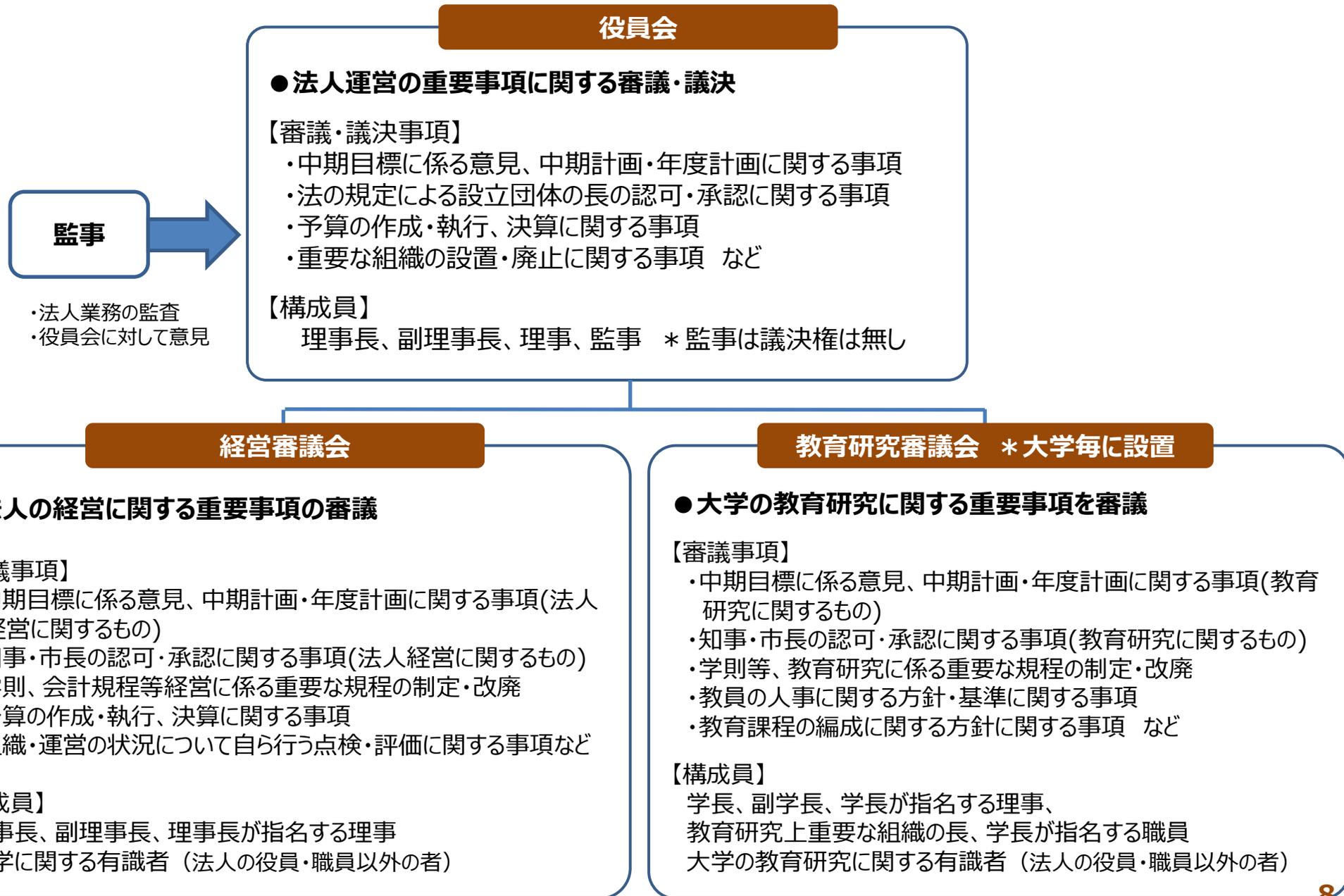
新法人「定款」記載事項（主要なもの）について

項目	内容
目的	豊かな人間性と高い知性を備え応用力や実践力に富む優れた人材の育成と真理の探究を使命とし、広い分野の総合的な知識と高度な専門的学術を教授研究するとともに、都市を学問創造の場と捉え、社会の諸問題について英知を結集し、併せて地域・産業界との連携のもと高度な研究を推進し、その成果を社会へ還元することにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与するため、地方独立行政法人法に基づき、大学及び高等専門学校を設置し、及び管理する
名称	公立大学法人大阪
設置大学等	大阪府立大学、大阪市立大学、大阪府立大学工業高等専門学校
設立団体	大阪府及び大阪市
事務所所在地	主たる事務所の所在地：大阪市 ※設立団体との連携や設置された大学の各キャンパスへのアクセスなどを考慮し、法人本部（仮称）を大阪市に設置 各大学本部や病院運営本部、高専事務局と適切な役割分担・連携
役員	<p>理事長 1 人、副理事長（学長） 2 人、理事 7 人以内及び監事 2 人以内 ※現在の役員数 府立大学：7名、市立大学：8名</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>参考図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">大阪府立大学法人</p> <p>理事長 1（学長が兼任）、理事 6 人以内、監事 2 人以内 （理事の役割分担）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育研究担当、○総務調整担当、○広報渉外・地域連携担当 ○府大高専担当、○会計担当、○市大連携担当 </div> <div style="font-size: 2em; color: blue; margin: 0 10px;">➔</div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">（新法人）公立大学法人大阪</p> <p>理事長 1、副理事長 2 人（学長が兼任）、理事 7 人以内、監事 2 人以内 （理事の役割分担案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育・学生・高専担当 ○総務企画担当 ○研究・国際・地域貢献担当 ○財務・会計担当 ○広報・渉外・産学連携担当 ○新大学設置・シカケ担当 ○病院経営担当 </div> </div> </div>

新法人「定款」記載事項（主要なもの）について

項 目	内 容
理事長の任命	知事及び市長が協議の上任命
学長の任命	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府立大学、大阪市立大学ごとに学長選考会議を置き、選考に基づき、理事長が任命（学長は理事長とは別に任命） ・任命された学長は副理事長となる ・選考会議は委員6名で構成し、次に掲げる者各同数をもって充てる（総数の2分の1は学外委員とする） <p>※経営審議会において選出された者：3名、教育研究審議会において選出された者：3名</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #fff9c4;"> <p style="text-align: center;">大阪府立大学 学長選考会議 (委員6人)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>経営審議会から選出された者：3人 教育研究審議会から選出された者：3人</p> </div> <p style="text-align: center;">※学外委員：3人以上とする</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #fff9c4;"> <p style="text-align: center;">大阪市立大学 学長選考会議 (委員6人)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>経営審議会から選出された者：3人 教育研究審議会から選出された者：3人</p> </div> <p style="text-align: center;">※学外委員：3人以上とする</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #fff9c4;"> <p style="text-align: center;">参考 大阪府立大学法人 理事長選考会議 (委員6人)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>経営会議から選出された者：3人 教育研究会議から選出された者：3人</p> </div> <p style="text-align: center;">※学外委員：委員の総数2分の1</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #fff9c4;"> <p style="text-align: center;">参考 大阪市立大学法人 理事長選考会議 (委員6人)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>経営審議会から選出された者：3人 教育研究評議会から選出された者：3人</p> </div> <p style="text-align: center;">※学外委員：定数の定め無し</p> </div> </div>
理事及び監事任命	<ul style="list-style-type: none"> ・理事は、理事長が任命 ・理事長は、理事のうち3分の1以上は、法人の役員又は職員以外の者の中から任命しなければならない ・監事は、知事及び市長が協議の上任命
経営審議会	<p>法人の経営に関する重要事項を審議するため経営審議会を置く</p> <p>構成員：理事長、副理事長、理事長が指名する理事、学外委員で識見のあるもの</p> <p>※学外委員は総数の2分の1以上</p>
教育研究審議会	<p>大阪府立大学、大阪市立大学の教育研究に関する重要事項を審議するため教育研究審議会を置く</p> <p>構成員：学長、副学長、学長が指名する理事、教育研究上重要な組織の長、学長が指名する職員、大学の教育研究に関する有識者（法人の役員・職員以外の者）</p> <p>※学外委員の数は4人以上</p>
附 則	<p>（最初の学長の任命及び任期に関する特例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人が設置する大学の設置後最初の学長の任命は、選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。 ・任命された学長の任期は、4年とする。ただし、当該学長が法人の成立の日の前日に大阪府立大学又は大阪市立大学の学長であった者と同一のものである場合は、当該学長の任期は6年から旧学長であった期間を控除した期間とする。

－ 新法人の意思決定体制（イメージ図） －



2. 運営協議会規約について

新法人「運営協議会規約」記載事項（主要なもの）について

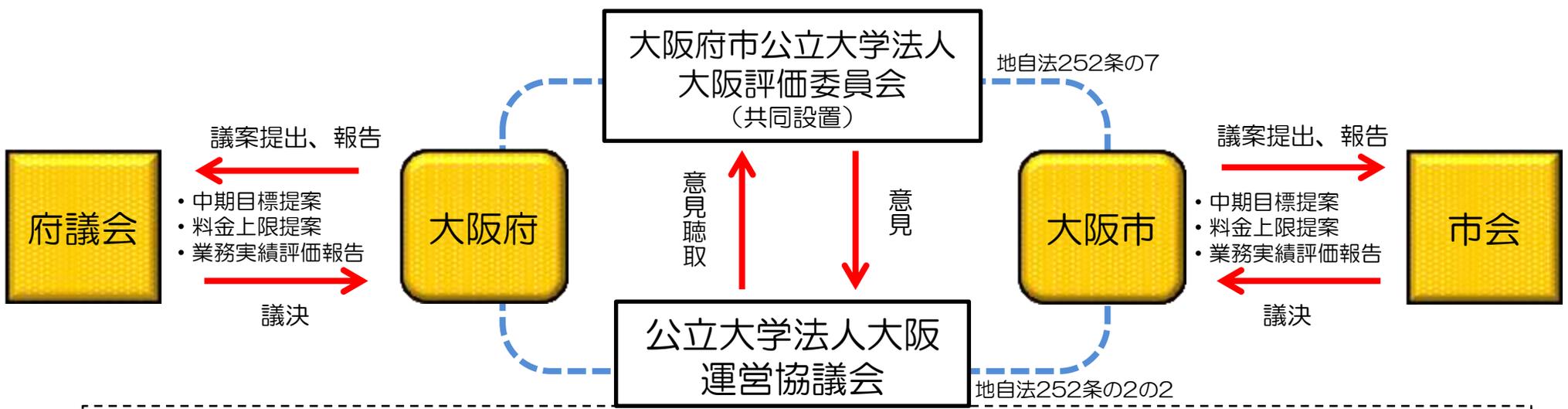
項 目	内 容
設 置	大阪府及び大阪市が協議会を設置
目 的	公立大学法人大阪の設置団体に係る事務を共同で管理、執行並びに連絡調整を図る
名 称	公立大学法人大阪運営協議会
担任する事務	地方独立行政法人法に規定する事務（詳細はP11のとおり） ※地独法第123条で担任する事務を規定
執務場所	大阪府咲洲庁舎
組 織	会長及び委員 5 人以内 ※委員は関係団体の長が協議の上、関係府市の職員のうちから関係府市の長が指名
会長及び副会長	会長：大阪府知事 副会長：大阪市長
会議の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・会議は委員全員が出席しなければ開くことができない（出席できない委員が別途指名した者の出席は可） ・必要に応じて法人の関係者、職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる
負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・関係府市が負担し、負担すべき額は、知事及び市長の協議により定める ・大阪市は負担金を大阪府に交付
予 算	大阪府の一般会計の歳入歳出予算に計上
決算報告	知事は、協議会に関する決算を大阪府議会の認定に付したときは、当該決算を市長に報告しなければならない

担任する事務一覧（地独法に規定する事務）

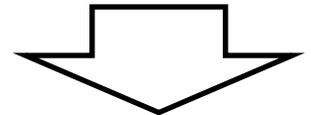
項目	内容	条項	
財産的基礎	法人業務の見直し等による財産の処分に関する事。	第6条	第4項
役員の職務及び権限	監事が行う、理事長又は設立団体の長に意見提出に関する事。	第13条	第5項
役員の任命	理事長及び監事の任命に関する事。	第14条	第2項、第4項
役員の解任	設立団体の長又は理事長が行う役員の解任に関する事。	第17条	第1項～第4項
業務方法書	業務方法書の作成に関する事。	第22条	第1項～第3項
料金	業務に関して徴収する料金に関する事。	第23条	第1項
中期目標	法人が達成すべき中期目標に関する事。	第25条	第1項 第2項第1号 第3項
中期計画	法人が作成する中期計画に関する事。	第26条	第1項 第2項第7号 第3項、第4項
年度計画	法人が定める年度計画に関する事。	第27条	第1項
業務の実績に関する評価	法人が各事業年度に受ける業務実績評価に関する事。	第28条	第4項
中期目標に係る事業報告書	法人が設立団体の長に提出する中期目標に係る事業報告書に関する事。	第29条	第1項
中期目標の期間の終了時の検討	設立団体の長が講ずる法人の中期目標期間終了時における措置に関する事。	第31条	第1項、第2項
財務諸表等	法人が事業年度終了後に行う財務諸表等の承認に関する事。	第34条	第1項、第3項 第4項
会計監査人の選任	会計監査人の選任に関する事。	第36条	
会計監査人の解任	会計監査人の解任に関する事。	第39条	
利益及び損失の処理等	法人の利益及び損失の処理に関する事。	第40条	第3項、第4項 第5項、第7項
借入金等	法人の借入金等に関する事。	第41条	第1項ただし書 第2項ただし書 第4項

項目	内容	条項	
出資等に係る不要財産の納付等	法人の出資等に係る不要財産の納付等に関する事。	第42条の2	第1項、第2項 第3項ただし書、 第4項、第5項、 第6項
財産の処分等の制限	法人の財産の処分等の制限に関する事。	第44条	第1項、第2項
会計規程	法人の会計に関する規程に関する事。	第45条	
設立団体の規則への委任	法人の財務及び会計に関する設立団体の規則への委任に関する事。	第46条	
役員の兼職禁止	役員在任中の兼業禁止に関する事。	第55条	
役員の報酬等	法人の役員に対する報酬等の支給に関する事。	第56条	準用48条第2項
評価委員会の意見の申出	報酬等の支給基準に関する評価委員会への意見の申出に関する事。	第56条第1項	準用第49条 第1項、第2項
職員の給与	職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給基準に関する事。	第57条	第2項
理事長の任命の特例等	大学の学長となる公立大学法人の理事長の任命に関する事。	第71条	第2項、第8項
出資の認可	出資に関する設立団体の長の認可に関する事。	第77条の3	
中期目標等の特例	中期目標について公立大学法人への意見聴取に関する事。	第78条	第3項
長期借入金及び債券発行の特例	長期借入金及び債券発行に関する設立団体の許可等に関する事。	第79条の3	第1項、第2項 第5項
償還計画	長期借入金又は債券を発行する法人の償還計画に関する事。	第79条の4	
吸収合併	法人の吸収合併時の評価委員会への意見聴取に関する事。	第108条	第2項
新設合併	法人の新設合併時の評価委員会への意見聴取に関する事。	第112条	第2項
報告及び検査	法人に対する業務及び資産に関する報告、検査に関する事。	第121条	第1項
違法行為等の是正	設立団体の長が法人に対する違法行為等の是正に関する事。	第122条	第1項、第2項

府市共同による大学運営（イメージ）



- 大学運営に係る重要事項を協議・決定
 - ・定款の変更
 - ・理事長・監事の任命
 - ・料金の上限の認可
 - ・中期目標の策定・指示
 - ・中期計画の認可
 - ・会計監査人の選任
 - ・運営費交付金等の予算策定、交付 等
 - 大学代表者との協議
 - 大学経営・運営に対する指示・指導・監督
- ※構成員
 ・知事、市長、関係部局長 等



- 法人運営体制
- ・理事長、副理事長、理事、監事
 - ・経営審議会
 - ・学長選考会議
 - ・法人本部事務組織



- 大学運営体制
- ・学長、副学長、学長補佐
 - ・教育研究審議会
 - ・教育組織（大学院、学士課程）
 - ・教員組織（研究院）
 - ・人事委員会
 - ・大学本部事務組織

3. 評価委員会規約について

法人評価委員会の役割（執行機関の附属機関）

1 公立大学法人の業務実績の評価

- ①各事業年度の業務の実績
- ②中期目標期間の業務の実績

2 次に掲げる事項についての意見具申

- ①中期目標の制定、変更（議会の議決が必要）
- ②中期計画の認可
- ③業務方法書の認可
- ④各年度の財務諸表の承認
（財務諸表）貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類
行政サービス実施コスト計算書、その他の附属明細書
- ⑤各年度の損益計算後の残余の額を、中期計画に定める「剰余金の使途」に充当することの承認
- ⑥中期目標期間における積立金を、次期中期目標期間の業務財源に充当することの承認
- ⑦中期計画に定める限度を超える短期借入金の認可
- ⑧資金不足のため償還することができない短期借入金の借り換えの認可
- ⑨重要な財産の譲渡などの認可（議会の議決が必要）

地方独立行政法人評価委員会（地独法）

- 第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。
- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
 - 二 その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

新法人「評価委員会規約」記載事項（主要なもの）について

項目	内容
設置	大阪府及び大阪市が共同して評価委員会を設置
名称	公立大学法人大阪評価委員会
執務場所	大阪府庁内
組織	委員 7 人以内で組織する
委員	大学の教育、研究及び運営に関し識見を有する者のうちから知事が任命
会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の過半数が出席しなければ開くことができない ・会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する
負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・関係府市が負担し、負担すべき額は、関係府市の長の協議により定める ・大阪市は負担金を大阪府に交付
予算	大阪府の一般会計の歳入歳出予算に計上
決算報告	知事は、評価委員会に関する決算を大阪府議会の認定に付したときは、当該決算を市長に報告しなければならない

